

玉東町役場庁舎建設基本構想（令和４年７月１１日版）の主な修正点

- ・「第２章 ２ 庁舎整備の基本方針」の基本方針について「①～⑩」を「①～⑨」に変更。
- ・「第４章 ２ （１） ①」について、課の情報を修正。
- ・「第４章 ２ （１）」について、③を追加。
- ・「第４章 ２ （４）」について、新庁舎の庁舎機能に必要な面積を「2,000 m²程度」から「1,800 m²から 2,000 m²」に修正。
- ・「第４章 ３ （１）」について、現庁舎周囲の倉庫等の情報を追加し、今後の方針を一部修正。
- ・「第４章 ４ （１）」について、施設全体の面積を「全体で約 3,000 m²程度」から「全体で 2,700 m²から 3,000 m²程度」に修正。
- ・「第４章 ２ （２）」について、「議会棟と新庁舎を２階で結ぶ連絡通路（渡り廊下）」を「議会棟と新庁舎を結ぶ連絡通路」に修正。
- ・「第５章 ２」のスケジュールを修正。
- ・「第５章 ３」の記載内容を修正。